

○飯塚市地域密着型施設整備等補助金交付要綱

平成27年9月17日

飯塚市告示第353号

改正 H28-393、R4-237

(趣旨)

第1条 飯塚市地域密着型施設整備等補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福岡県が定める福岡県地域密着型施設等整備補助金交付要綱(以下「福岡県要綱」という。)、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)、飯塚市社会福祉法人の助成手続に関する条例(平成18年飯塚市条例第114号)及び同条例施行規則(平成18年飯塚市規則第216号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、福岡県要綱に定める補助金の交付対象として採択された事業とする。

(交付の要件等)

第3条 市長は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条第1項の規定により作成する福岡県計画に基づき、県に対して福岡県要綱に規定する施設等の整備事業等に係る地域密着型施設等整備補助金の交付申請を行うものとし、交付決定があった場合に限り、補助金の交付を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等となっている者
- (3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している者
  - イ 暴力団員が実質的に運営している者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

第4条 補助金の額は、福岡県要綱別表に掲げる基準により、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 施設整備等申請額算出内訳書
- (4) 誓約書(ただし、市長が特に認めた場合については、この限りでない。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、着工後7日以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。なお、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業については、施設開設準備経費実支出額の内訳を毎月初めに報告するものとする。

- (1) 施設整備工事(事業)着手届出書
- (2) 工事等着手報告書又は事業(設備整備)着手報告書  
(R4-237一改)

(交付の条件)

第6条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付決定を行うに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業者のうち、次のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
  - ア 法第2条第2号に規定する暴力団
  - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等となっている者
  - ウ 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
    - (ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任している者
    - (イ) 暴力団員が実質的に運営している者
    - (ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
    - (エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
    - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者  
エ 民間事業者(役員等及び実質的に運営しているものを含む。)が、次のいずれかに該当する場合

(ア) 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年福岡県条例第 59 号。以下「福岡県条例」という。)第 15 条第 2 項、第 17 条の 3、第 19 条第 2 項又は第 20 条第 2 項の規定に違反した者で、同条例第 22 条の規定に基づく勧告を受けた日から起算して 2 年を経過しない者

(イ) 福岡県条例第 23 条第 1 項の規定に基づく事実の公表を受けた日から起算して 2 年を経過しない者

(ウ) 福岡県条例第 25 条第 1 項第 3 号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

オ 民間事業者(役員等及び実質的に運営しているものを含む。)が、本号アからエまでのいずれかに該当することとなった場合

(2) 補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

(3) 補助対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、市長の承認を受けなければならない。ただし、福岡県要綱第 2 条各号に規定する事業相互間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

(4) 補助対象事業の全部又は一部を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(5) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。)で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(8) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象

事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(9) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第9条第5号に定める様式により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社又は支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等(以下「本部等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(10) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理しなければならない。この場合において、当該帳簿及び証拠書類の保存期間は、補助対象事業の完了の日(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間又は第6号に規定する耐用年数のうち、いずれか長い期間とする。

(11) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(12) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(13) 補助対象事業者が交付の条件に違反した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。

(H28-393 全改)

(変更申請等)

第7条 第5条第2項の規定による決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長と協議の上、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金変更承認申請書又は補助金中止(廃止)承認申請書
- (2) 事業変更計画書
- (3) 施設整備等変更申請額算出内訳書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、変更を認めるときは、補助金変更(中止・廃止)決定通知書又は補助金中止(廃止)決定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(R4-237一改)

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が介護保険事業者等の指定を受けられる見込みが無くなったとき、又はその指定を取り消されたときは、交付決定の取消しを行うものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して1月を超えない日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助事業が複数年度にわたる場合にあっては、補助事業の完了の日から起算して1月を超えない日)までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 施設整備工事(事業)しゅん工(完了)届

(2) 補助金事業実績報告書

(3) 事業実績報告書

(4) 施設整備等確定額算出内訳書

(5) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付額を確定したときは、補助金交付額確定通知書により申請者に通知するものとする。

(R4-237一改)

(様式)

第10条 申請書、届出書その他この補助金の交付のために用いる様式は、別に定める。

(R4-237追加)

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

(R4-237繰下)

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則(平成28年12月28日 告示第393号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年7月11日 告示第237号)

この告示は、告示の日から施行する。